

千葉県下水道協会 仮排水設備工事責任技術者証 再交付申請案内

千葉県下水道協会から交付されている「仮排水設備工事責任技術者証」の有効期限内における、紛失・毀損等による再交付につきましては、下記により申請して下さい。

1 再交付申請できる方

- (1) 仮排水設備工事責任技術者証の有効期限内にある者
- (2) 次のア～ウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者
 - ウ 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

2 申請方法

2頁「仮排水設備工事責任技術者証再交付申請書類一覧表」に記載の書類を折らずに封筒へ入れて、普通郵便にて千葉県下水道協会事務局へ送付して下さい（レターパックでの送付も可）。

*氏名・住所・勤務先は、現在のものを記載して下さい。

*送料は申請者の御負担でお願いいたします。

*市町村等の窓口では受付いたしません。

3 書類提出先

○郵便料金

定形 50g以内 110円
 定形外 50g以内 140円
 定形外 100g以内 180円

切り取って宛名ラベルとしてご使用ください→

260-8722

千葉市中央区千葉港1-1
 千葉市役所 下水道経営課内

千葉県下水道協会事務局 行
 (仮責任技術者証再交付申請書類 件在中)

電話番号 043(245)6112

4 受付期間

4月から翌年3月15日まで（当日消印有効）

5 仮技術者証の交付

再交付する技術者証は、紙タイプのカードに手書きのものとなります。

*事務局に到着してから2週間ほどで交付します。

*提出書類及び写真に不備・不足等がある場合は、整うまで技術者証は作成しませんのでご注意ください。その場合は、書類が整ってから1か月ほどで交付となります。

6 問い合わせ先

千葉県下水道協会事務局

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1

千葉市建設局下水道企画部下水道経営課内 TEL. 043-245-6112

ホームページは「千葉市建設局下水道企画部下水道経営課」→

「千葉県下水道協会事務局からのお知らせ」のサイトに有ります。

<http://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/keiei/chibagesuikyo.html>

〈利用目的〉

本協会が取得した排水設備工事責任技術者の個人情報、以下の目的にのみ使用します。

- 排水設備工事責任技術者の登録管理及び合格証・責任技術者証の交付に関する事
- 排水設備工事責任技術者の資格の更新に関する事
- 市町村等における排水設備工事業務に関わる事

〈 仮排水設備工事責任技術者証再交付申請書類一覧表 〉

①～④は申請者全員に御提出いただく書類です。

↓チェック欄		必要書類は全てありますか？
①	<input type="checkbox"/>	仮排水設備工事責任技術者証再交付申請書 (A4) (様式第11号) ・ <input type="checkbox"/> 内を記入して下さい。
②	<input type="checkbox"/>	住民票 発行日から3か月以内のもの (コピーは不可)
③	<input type="checkbox"/>	切手110円分 仮排水設備工事責任技術者証の郵送料
④	<input type="checkbox"/>	排水設備工事責任技術者証送付先宛名ラベル

【重要】 ※住所・氏名に変更があった場合⇒⑤も同封して下さい。

⑤	<input type="checkbox"/>	排水設備工事責任技術者証届出事項変更届 (A4) (様式第8号) ・ 「排水設備工事責任技術者届出事項変更届の提出について」に記載の添付書類を同封して下さい。*但し、住民票は上記②の1通で構いません。
---	--------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

〈 住所の記入について 〉

◎建物名称を省略した場合でも、郵便物が届くように御記入下さい。

再交付申請書 (様式第11号) の住所欄	
県名から記入し、番地、部屋番号等はハイフンでつなぎ、マンション名、アパート名等の方書きは、後ろに記入して下さい。	
但し、建物の所在地が漢数字や英数等で表記されてなく番地の一部となっている場合を除きます。 (例：イーストパレス、ウエストパレス、西棟、東棟など)	

*特に「○○1街区、○○式番館、○○Ⅲ、○○21、○○G、第2○○、○○ビル2階」等(○○は建物名称)の場合は、番地を含めなければならない部分と方書き (建物名称) 部分とに注意して御記入下さい。

〈住所の記入例〉

例 1) 住民票の記載 千葉県千葉市中央区△△1丁目2番地の5 ○○パレスⅢ606号

- ① 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-Ⅲ-606 ○○パレス
- ② 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-3-606 ○○パレス
- ③ 千葉県千葉市中央区△△1-2-5-606 ○○パレスⅢ

例 2) 住民票の記載 千葉県千葉市美浜区△△1丁目10番地の3 ○○○式番館707号

- ① 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-式番館-707 ○○○
- ② 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-2-707 ○○○
- ③ 千葉県千葉市美浜区△△1-10-3-707 ○○○式番